

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 0 6 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 27 年 11 月 30 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

市民福祉部市民課

第 2 監査の期間

平成 27 年 8 月 28 日、31 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 24～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成24～26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 平戸市防犯灯設置等補助金について

当補助金は、夜間における犯罪の未然防止と、地域での安心安全なまちづくりを推進するために大きく貢献しているが、交付要綱によると、防犯灯設置事業の場合、補助対象事業の3分の2以内で限度額は、既設の電柱等に設置する場合は、1基当たり18,000円（専用柱を新設する場合は48,000円）、これがLEDを設置する場合は8,000円の加算措置がある。従って、1基27,000円のLED設置を行った場合、補助額は26,000円、地元負担金は1,000円に留まる。

しかし、実際の補助金算定にあたっては、あらかじめ事業費からLED加算を差し引いたものを補助対象事業費とし、地元負担額の均衡を図っている。つまり、前述の場合、補助額は20,600円、地元負担金は6,400円となり、大まかに事業費の4分の1が地元負担となっている。しかし、現行の要綱ではそうした調整ができる規定になっていないので、住民への理解を求めつつ適正に処理すべきである。

2. 自動車の臨時運行許可について

規則に基づき臨時運行許可取扱事務を行っているが、平成26年10月15日受付分から課長の決裁を行わず発行を行っている。月締めにて許可件数の確認にとどまっており、何らかの事故等が発生した場合の責任の所在が分からない。取扱規則に定められたとおりに決裁を行うこと。

3. 度島診療所(旧)不用品処分及び簡易倉庫の解体撤去について

早急に解体撤去を行う必要があるという理由から一者見積りによる随意契約を行っている。しかしながら、業務量は2～3日の工事と思われる本事業の工期を2月10日～3月31日と長期に設定していることや、処分場への持込が契約後一ヶ月以上経った3月17日に行われていることなどから緊急性が感じられない。

契約規則に基づき、二者以上の見積りを徴するなど適正な事務処理が求められる。

【意見】

1. 一般廃棄物処理計画書について

廃棄物処理法第6条第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めるよう義務付けられている。この計画書は、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本的事項を定めるもので、同法第6条の2第1項では、この計画に従って当該市町村が適正処理することを規定している。

本市でも毎年4月1日付けで告示をしているが、年間の発生量及び処理量の見込みと実績量の差が次第に開く傾向にある。

比較数量は以下のとおり。

【ごみ】

単位：トン

	24年度	25年度	26年度	27年度
告示された発生量・処理量	8,340	8,157	8,157	7,820
当年度実績（大島含む）	8,440	8,512	8,406	—
増減比較	100	355	249	—

【し尿・浄化槽汚泥】

単位：トン

	24年度	25年度	26年度	27年度
告示された発生量・処理量	33,160	33,050	33,050	32,863
当年度実績（大島含む）	35,559	36,148	36,642	—
増減比較	2,399	3,098	3,592	—

その要因としては、平成18年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画の計画目標数値をそのまま引用しており、現状を的確に反映されたものになっていないためである。特に、ごみにかかる当初の計画では、排出抑制・再生利用を見込んだ予測になっているものの、その効果が現れていないのか、市内における変動があったのかは定かではないが、一般廃棄物の収集運搬及び処分業などの許可要件に関する市町村長の判断にあたっての重要な要素になる数値にもかかわらず、精査されているようには見えない。また、し尿・浄化槽汚泥については人口減や合併浄化槽の普及の一方で、簡易水洗の増加と思われる実績も現れており、年間500トン以上も受け入れている生ごみの取扱いも含めて、適正な処理計画の策定及び運用に改められたい。

2. 一般廃棄物処理業の許可について

一般廃棄物処理業（収集・運搬、処分）の許可にあたっては、一般廃棄物処理計画に適合し、かつ一般廃棄物の処理を的確に行うに足る能力及び技能を有すること、及び継続的に業務を行うに足る経済的基礎を有することなどを慎重審査のうえ許可交付を行っている。

言うまでもなく、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられてはいないものの、市全体でごみ量の増加が懸念される中、県下13市の中では収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥除く）の許可業者数は比較的少ない状況にある。従って、既存許可業者への影響を適切に考慮しつつ、ごみ量増加等への対策について検討されたい。

3. し尿・浄化槽汚泥の収集運搬にかかる「貯留タンク」の使用形態について

平戸地区、生月地区においては、旧市町の処理施設を利用しているが、賃貸借にかかる契約手続きが確認できない。円滑な収集運搬に寄与するための一時貯留場所として貢献しているとはいえ、老朽化など有事の際には、管理不行き届き等による責任の所在を問われることにもなりかねない。また、許可業者の中には自前で築造している者もいるので、均衡ある賃貸借契約を含めて正規の手続き等を検討されたい。

4. 志保良塵芥焼却所周辺環境調査について

調査期間を平成25年1月20日から26日までの7日間とし、騒音・振動及び粉じんの2項目を2ヶ所において、1週間連続の1回測定、工事時間の8時から17時まで測定したとしているが、測定時間は定時なのか連続した時間なのか報告書では判断が困難である。また、調査実測値を示す成果品（実測データ）が見当たらない。こうした調査では、報告書ばかりではなく、あらかじめ仕様書に実測データ（CD等）の提出を盛り込むべきである。

5. 平戸市再資源化推進交付金及びごみの減量化について

ごみの減量化や資源循環型社会形成を促進する有効な手段として、168団体が取り組んでおり、収集量（kg・本数）にして古紙・古布類が1,413,632kg、ビンが128,773本で、交付金の総額も600万円を越え、各地域活動団体等を支援している。

こうした活動は、ごみ減量化の目的達成に大きく寄与しているだけでなく、世代を超えた地域のコミュニティ維持にも一役買っており、地域活動のバロメーターにもなっている。

しかし、交付申請書の取扱い件数は年間600件を越え、担当者の事務量も相当なものになっており、データ分析が思うようにできていない現状にある。この交付金データの分析によっては、団体別の活動実態が把握できるとともに、必要な団体の育成や地域性を生かした循環型社会形成の推進が図れるなど、データの検証次第では様々な対策が講じることが可能になるので、業務改善と併せ効率的なデータ分析

が望まれる。

また、市民1人1日あたりのごみ排出量は、全国・県内平均より下回っているが、年々増加傾向にあるので、この制度を活用した再資源化と減量化対策が一層求められる。

6. 平戸市ごみステーション容器設置事業補助金について

交付要綱第2条において補助金の交付の対象となる者は嘱託員としているが、第5条において補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請、実績報告、請求及び受領に関する権限を平戸市保健環境連合会長に委任することができるとしている。

このことについては、当初、申請件数が多く、容器の規格を統一していたことから事務を簡素にするための措置であったと推測されるが、現状では、委任する必要性はなく、むしろ申請者に補助金の申請に関わらせることで補助金の有意性を認識させることがよいと思われる。

また、補助金額は購入費の2分の1以内、1個につき30,000円を上限としているが、消費税や容器の値上がりに加え、設置費用も嵩むことから地区の負担が大きい。公衆衛生を推進するためにも地区負担の軽減を検討されたい。

7. 高島地区飲料水供給施設及び専用水道・小規模専用水道について

この施設の運営にあたっては、施設運營業務委託を地元高島地区へ、そして維持管理業務委託を地元住民へ、また維持管理業務の中の水道メーターの検針・漏水対応などの技術支援業務と水質検査委託については、過去に水道局と覚書を締結し水道局に業務委託している。一方、水道料金の請求業務は、水道局からの検針データをもとに市民課で起案し財務会計にて歳入調定を行い収納まで市民課が担当している。

しかしながら、日頃の施設のメンテナンスや突発的な修繕など実質的な管理全般は年間通じて水道局が行っており、管理体制についてこれまで水道局と再三協議がもたれているものの未だ結論を得るに至っていない。そこで、施設設置の経過をみると市長部局が関与すべき部分はあるものの、有事の際の対応や責任の所在などを考慮すれば、専門性のある水道局に業務移管することが望ましい。住民にとってもより安心感が増すことになるとと思われるので検討されたい。

また同じく専用水道・小規模専用水道についても、本来は水道法に基づく業務であることから、市民に対し適切な対応ができるよう専門性をもつ水道局への移管に向けて、継続した協議をお願いしたい。

第6 むすび

市民課は、市長部局の中でも最も市民生活に密着した業務を行っており、人員体制は、本庁関係で27名（うち臨時職員等8名）、度島診療所には所長以下3名（うち臨時職員1名）、大島診療所には所長以下5名で、課員総数は37名となっている。また、今回現地調査を実施した「平戸市総合衛生センター」「生月衛生センター」「田平町ごみ処理場」「平戸斎場」「人形石斎場」など、まさに市民生活の基盤となる施設を管理している。

戸籍住民班では、支所受付分も含め膨大な戸籍・住基事務に対応しており、最近では市外からの郵便請求が増加している。加えて外国人の住民票登録など、システム化されているとはいえ専門性が必要であり確実な事務の継承が求められる。さらに、今年度から総合受付窓口制の導入に伴うワンストップ窓口を創設することが決まっており、円滑な実施に向けた取り組みに期待するところである。

生活環境班では、平成31年度以降の北松北部クリーンセンターの利用延長が地元関係者との理解により決定したが、最終処分場（平戸・田平・大島）の受入容量はどこも逼迫しており、残有量に余裕のある生月の管理型処分場への搬入について、技術管理者の後継者対策を含め地元への十分な対応が求められるところである。その一方では、閉鎖後の跡地問題は同時平行して協議していくべき重要な案件であるので、引き続き地元の理解を得ながら進めていただきたい。

平戸斎場については、本土地区火葬場の集約に向け、今年度から火葬炉の1基増築や待合所等の増築を含む改築計画が進行中であるが、生月の人形石斎場の老朽化に伴う廃止の方針については、できるだけ早く住民の理解をいただく必要があるので、機会をとらえて説明をしていくことが望ましい。

消費生活センターの業務については、通信販売に関する相談を始め多岐に及んでおり、年間取扱い件数は100件以上にのぼる。今後とも、解決に向けては専門性を生かした調査・研究と市民目線によるきめ細かな相談業務を通じて、市民の期待に応えていただきたい。

また、国保事業の推進については、税務課との連携による未納対策や医療費適正化に向けた様々な取り組みが展開されているが、平成30年度からの県への国保事業統合に向けて、今後も引き続き保健センターとも連携しながら市民の健康増進につながるよう推進されたい。

また、度島・大島の診療所については、両所長（医師）のもと安定した診療体制を築いており島民の心身の支えになっている。特に度島地区ではふれ愛センターと併設したことで、地域コミュニティーとの連携が可能となり健康づくりや生きがい対策が推進されている。さらなる地域づくりへ結びつくことを期待したい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。